

大東市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(一括回答) ……(3)

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

平成19年度から「大阪府ものづくり基盤技術産業クラスター推進会議」に参加し、さらに平成20年度には「大阪ものづくり人材育成事業地域コンソーシアム推進会議」に参加を予定しており、今後とも大阪府と連携し、関連施策等の効率的・効果的な実施を図ってまいります。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(一括回答)

(1)・(3)について、本市におきましても、地域の産業育成と雇用機会の確保は産業振興の基軸であると考えており、可能な限り大阪府と連携し、雇用創出につながるよう努めてまいります。

現在、市内3ヶ所に設置した地域就労支援センターにおいて、障害者や母子家庭の母親といったいわゆる就職困難者といわれる人々の雇用の支援を、大阪府とも連携しながら行っているところです。企業に対しては、訪問などにより働きかけているところであり、今後もさらに様々な機関等との連携を深め、一人でも多くの人々の就労につながるよう努力してまいります。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの人が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

「フリーター・ニート」といわれる若者に対しては、市内の就労支援センターでの相談だけでなく、各地域へ出かけて行って相談会を実施することなどにより支援をしておりますが、その際

に「大阪府若者サポートステーション」の専属相談員に来てもらうことで、連携及びステーションへの誘導を行っているところです。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

これまでの回答に記入しましたとおり推進してまいります。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

中小企業支援には、特に人材育成の視点が重要であると考えているところであり、若年従業員に対する「スキルアップ講習」などを実施しています。今後とも中小企業の経営を支援するために、企業連携促進や公的施策情報の提供など情報発信を行ってまいります。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

大阪の強みである多くの中小企業もつ基盤技術が発展し活かされることが大切であり、新産業創出及び創業支援のためビジネスインキュベーターや「商業・サービス業創業指南センター」を運営するとともに、セミナー等を開催し、中小企業の基盤技術の集積の相乗効果により大阪圏全体が活性化するような取り組みを展開してまいります。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

現在、行財政改革プランに基づき行財政改革を推進しているところであり、捻出された財源は市民サービスの維持向上に有効に活用してまいります。

CSRにつきましては、主に「企業の社会的責任」という意味で捉えられていますが、行政にあっても、地域の一員として法令遵守は当然のこと財政状況や施策決定の各段階において情報開示を行い、市民への説明責任を果たしてまいります。また、エコアクションの取り組みや市民協

働によるまちづくり等を通して、信頼される行政運営を行ってまいります。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

市債などの借金を除いた歳入と、過去の借金の元利払いを除いた歳出の差である基礎的収支(プライマリーバランス)は、歳出の方が多ければ赤字となり、将来の借金負担が財政規模に比べて増大することになります。黒字になれば、新たな借金は過去の借金返済に充てられるため、財政が健全であることを示します。

本市の場合、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債や減税対策に伴う減税補填債など国の制度による赤字地方債を除いて考えますと、平成11年度以降は一貫して黒字となっております。今後とも将来に負担を先送りしない健全な財政運営に努めてまいります。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

大阪府は適切な医療を確保するうえでは恵まれた地域といえますが、府における救急医療に対するニーズは多様化しており、その需要が増加することが予想され、府内の医療環境に応じた救急医療体制の整備を一層促進する必要があります。

初期救急医療体制について、休日・夜間急病診療所38ヶ所、初期救急機能を担っている病院4ヶ所があります。二次救急医療体制については、8つの二次医療圏のすべてで市町村消防の救急搬送の受け入れと市町村が実施している休日・夜間急病診療所からの後送受け入れの両方の機能を担う二次救急医療機関(365日24時間救急対応する固定制・通年制を原則とし、地域の医療状況により輪番で対応)が確保されています。

今後とも、医師の確保や医療体制の充実にむけて大阪府に対しても要望してまいります。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

利用者が事業所の情報を比較検討し適切な介護サービスを選択できるよう、平成18年度の介護

保険制度改正で公表が義務付けられました。公表の内容に基づき、市民・ケアマネへの情報提供、大東市介護保険サービス事業者連絡会を利用した事業所の指導等、より良い介護サービスの提供を図っております。

本市の第三者評価として、介護相談員を施設に派遣し利用者の疑問や不安の解消を図り、事業所における介護サービスの質的な向上をめざしております。また、派遣事業所の意見交換会により具体的な改善策を研究しております。

介護保険制度についてご理解いただくために、「広報だいとう」に関係記事を随時掲載するとともに、介護保険サービスの利用方法や内容説明の小冊子を作成し、窓口での説明や出前講座等において活用しておりますが、今後も引き続き様々な広報媒体を活用して制度の普及・啓発に努めてまいります。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

現在本市内には3ヶ所の地域包括支援センターがございます。各々に必置職であります主任ケアマネ・保健師・社会福祉士、それ以外にも相談員等を配置し運営しております。社会福祉士におきましては、社会福祉協議会職員・地域ケア会議構成員と虐待防止のネットワークづくりを始めております。

地域包括支援センター運営協議会の委員6名のうち、介護保険の被保険者として2名、1号被保険者代表・2号被保険者代表を含み構成されており、より身近で忌憚のない意見交換により、積極的な運営協議会となっております。

(4) 高齢・退職者の生きがいづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

現在健康いきがい課では、高齢者の健康管理のための基本健診や体力向上のためにウォーキングの習慣をつけていただくエンジョイウォーク、健康づくりの意識向上のための保健師等の専門職によるまちづくり出前講座など、数多くの事業を実施しております。

また、高齢者にいきいきと活動的に生活を続けていただくための介護予防事業として、虚弱高齢者向けの介護予防教室や元気な高齢者向けの介護予防サポーター養成講座を実施しております。高齢者の地域での介護予防活動の支援のために、本市オリジナル健康体操「大東元気でまっせ体操」を普及し、現在市内47団体が毎週体操教室を開催しておられます。介護予防教室や地域の体操教室への参加者は心身機能の向上の効果が現れており、皆さんより活発になっておられます。介護予防サポーターへの登録は現在247名となっております、サポーター対象のアンケート結果

では多くの方が「やりがいがある」「仲間が増えた」という感想をおもちです。これにより介護予防事業が高齢者にとっての生きがいつくりとなっていると考えております。

今後も健康維持・増進のために、健康づくり事業や介護予防事業を通して高齢者の活動の場をより広げていきます。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護は、憲法25条の理念に基づき最低生活の保障と自立の助長を目的に全国一律に実施されています。

本市では、門真職業安定所が実施する生活保護受給者就労支援事業及び大東市就労促進事業（被保護者対象）を活用し、自立にむけた就労支援を行っています。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

ご指摘のようにH I V（エイズの原因ウイルス）感染者数・A I D S患者数は増加しており、平成16年には全国で1万人を突破しました。大阪府のH I V感染者数・A I D S患者数も年々増え続け、同年には過去最高となっています。

H I Vに感染したかどうかは検査で確認する以外に、自覚症状からは判断できません。感染の機会があったと思われる方には、検査を進んで受けていただくよう啓発に努めるとともに、大阪府・医師会など関係機関と連携を密にしながら、情報提供等積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

延長保育、医療機関と連携した病児保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業の各

事業についてはすでに実施しておりますが、多様な保育ニーズへの対応をより充実していくために平成17年3月に作成した「大東市次世代育成支援行動計画」を着実に実現するよう努めております。

また、総合的な子育て支援体制の強化・拡充については、関係機関のネットワークが重要であることから、子育てに関わる人たちの連携を深め、子育てネットワークを広げることを目的に「子育て支援連絡会」を設け、連携を深めるよう努めております。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

市の職員削減計画のなか、新規職員採用は困難な状況ですが、保育の質が低下しないよう努めております。なお、職員研修については年間計画を立て実施しておりますが、可能な範囲で民間保育所の職員の参加を呼びかけ、官民それぞれの人材育成に寄与できるよう努めております。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

利用者のニーズを把握するため、年度当初にアンケート集計を行いました。集計結果を基に、全利用者に利益があつて費用負担の少ない方法等を前向きに対処していきます。また、10月に出されたガイドラインを尊重し、子どもの安全を第一に放課後児童クラブ（学童保育）の拡充を図ってまいります。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

子どもの安全・安心な居場所づくりを進める観点から、今年度から放課後子ども教室推進事業を市内各小学校区で展開するとともに、通学路や地域の安全確保を目的として、市内全域において「子どもの安全見守り隊」活動及び「子ども110番の家」運動を積極的に進めているところで

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利

用を思いとどまることがないよう、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

すべての子どもたちが家庭事情や経済的理由により進学をあきらめることなく、また進学後においても中退することのないよう子どもたちを支援するため、大阪府育英会奨学金制度等の関係機関への周知・徹底に努めてまいります。就学援助の認定所得基準額は、他市の状況や消費者物価指数を考慮し決定しています。今後も認定基準額については検討してまいります。また、支給内容については、少子化対策等の観点より教育費負担の軽減の必要性等より現在の支給額が適正であると考えてるので、今後も現在の水準を維持していくように努力し、義務教育で真に必要な額を今後も支給する考えです。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

総合的な人権相談・救済システムの整備の必要性は認識しており、今後大阪府をはじめ関係機関と連携を保ちながら研究してまいります。

また、本市は平成4年に「差別撤廃・人権擁護都市宣言」をし、さらに同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のため、人権相談窓口の設置による対応や人権啓発団体ヒューネットだいたいと連携しての啓発活動を推進するなど、様々な人権問題の解決と人権尊重の社会の実現にむけて取り組んでおります。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市では、平成9年に「大東市男女協働社会行動計画（With Youプラン）」を策定し、平成16年3月には、男女共同参画社会基本法に基づき同計画を改定しました。現在、同計画（改定版）

に基づき、関係部署の進捗状況を把握しながら施策の推進を図っております。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

本市では、男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、平成19年3月に「大東市男女共同参画推進条例」を制定し、同年4月から施行しました。この条例には、男女が直接的または間接的にかかわらず性別により差別的扱いを受けないことや、男女が共に能力を発揮する機会が確保されることなどが基本理念に盛り込まれ、市・市民・事業者・教育関係者等の責務が明記されています。今後も同条例の趣旨について周知啓発をしながら、男女共同参画の推進を図ってまいります。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本市では、専門カウンセラーによるセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスを含む「女性の悩みなんでも相談」(面接及び電話)を生涯学習センターにおいて実施しており、また市の相談窓口でも相談を受けております。相談を受けた場合は、必要に応じて関係部署や外部関係機関との連携を図り、改正DV防止法への対応に配慮しながらそれぞれの事案に対応するとともに、他の相談機関の情報提供をしております。

これらの相談窓口の周知・広報については、市広報誌に年数回掲載するとともに、市ホームページへの掲載、また市内関係施設でのちらし等の設置などにより行っております。

また、被害者の保護と支援及び被害の防止にむけて連絡・情報交換等を行うため、庁内14関係部署及び外部10関係機関で構成するDV防止対策連絡会議を設置しており、今後この会議等を通じてネットワークの充実を図ってまいります。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

「大東市特定事業主行動計画」のなかで育児休業等に関する資料を各課等に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員に育児休業等の取得推進について周知徹底を図っており

ます。また、育児休業等子育てのための休業を取得しやすい環境とするため、職場の雰囲気の醸成に努めてまいりたいと考えております。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

本市では、「だいとうエコアクションプラン」を中心とした取り組みにより、温室効果ガスの排出量削減に努めているところです。しかし、「第2期大東市地球温暖化対策実行計画」で定めている平成17年度を基準年度とし、平成19年度から平成22年度までの6年間で6%の温室効果ガス排出量の削減を図るためには、現状の節電等ソフト面の対策だけでは達成が難しい状況にあります。

そのため、本庁舎などのエネルギーを大量に消費する施設におきましては、順次省エネ設備の導入を図り高効率機器への転換を行っているところです。また、大阪府や各市・各団体との情報の交換・提供を行うなど連携をとりながら、公用車の台数削減、また買い替え時には低公害車の購入を進めていきたいと考えております。

いずれにしましても、地球温暖化の原因は私たちの日常生活や通常の事業活動に起因する部分が多く、それぞれの生活や事業活動のなかで環境にやさしい行動を実践していただけるような情報提供や啓発を進めてまいります。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

平成16年に策定された「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」ではヒートアイランド現象は都市特有の「熱汚染」とも言われており、このため、建築物の省エネや緑化、公園・緑地の整備、道路面の高温化防止など個々の対策を着実に積み上げていくとともに、これらの対策を組み合わせた複合的・総合的な対策の基本方向が示されております。

本市としましても、建築物等の緑化が進むことで、冬季は断熱性、夏季には室温の低下に効果があり、空調機の使用を減らすことでCO₂の削減につながることから、公共施設を含め緑化推進の提案や効果等の情報を提供していきます。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

京都議定書1周年を記念し、大阪府では毎月16日を「地球温暖化について考え、その防止のために府民一人ひとりがライフスタイルを見直し、環境にやさしい行動を実践する日」として設定されました。府では、2007年6月から2008年の毎月16日にコンビニエンスストア事業者の協力のもと、店頭や駅等でレジ袋の削減やゴミ分別・エコドライブの実践などを呼びかけています。

本市では、河北7市と連携を図り、10月に市内のスーパー前でマイバックキャンペーンを行いました。

次に、大阪府では、駐車中の自動車がエンジンをかけ続けるアイドリング行為は、直接的には付近に大気汚染や騒音の問題を引き起こし、また府域の大気環境や地球環境の観点からも無視できないものとなっているため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」でアイドリング規制を実施しています。本市におきましては、府の発行するポスターの設置や市の環境イベントなどでのチラシ等の配布、地球温暖化対策出前講座での呼びかけ、市駐車場へのアイドリングストップ看板の設置、市職員に対する啓発を行っています。

「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」及びアイドリングストップにつきましては、大阪府や近隣市と連携を図りながら、市民・事業者の皆さんにより積極的な啓発を行いたいと考えております。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

循環型社会の取り組みにむけまして、平成18年3月に「第3期大東市一般廃棄物処理基本計画」を策定いたしました。この計画は平成18年度を初年度として前期5年・後期5年に区分し、平成22年度を中間目標、10年後の平成27年度を最終目標年度としています。

この基本計画に基づき、4月から粗大ゴミ電話予約制の導入及びペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集を実施し、ごみの減量化・資源化に取り組んだところです。これにより平成19年度のリサイクル率は、約14%を達成するものと見込んでおります。またこの計画は、平成16年度実績の再生利用率15%を、中間目標年度であります平成22年度までに23%を目標値と位置付け取り組みます。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

屋外焼却について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、市条例第19条等で屋外焼却（野焼き）行為が禁止されています。

屋外焼却（野焼き）行為の通報があれば、大阪府のパンフレット（平成14年度作成）及び本市作成のチラシで屋外焼却（野焼き）行為及び簡易焼却炉等の燃焼行為は禁止されていることを指導しています。事業系の一般廃棄物である場合は、事業系の一般廃棄物ごみ収集・処理の届出をするか、有料ですが自ら施設組合に運搬して適正に処理するよう、あわせて指導しています。また産業廃棄物である場合は、関係機関と連携し指導に当たっています。

野積みについては、一般廃棄物であれば適正に処理するよう指導し、また産業廃棄物であれば大阪府の関係機関と相談して適正に処理するよう指導しています。

不法投棄の処理は、基本的に本市条例第23条で「土地及び建物を所有し、占有し、または管理する者は、(以下、所有者等という。)所有者等が土地または、建物を適正に管理するとともに、緑化の推進等環境の美化に努めなければならない」とし、あき地等にあっても条例第50～54条で所有者等による適正な管理を規定しています。よって、不法投棄については所有者等に文書等で適正な管理を通知しています。不法投棄の多発する地帯（山間部）では、市職員2名で週2回不法投棄等の巡回パトロール及び収集を実施しています。また、通報先を周知する看板についても増設してまいります。今後、巡回パトロール及び収集の強化策を検討しています。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

河川や海の水質汚濁の最も大きな原因は、家庭から出る生活排水です。本市の河川水質の状態は、昭和50年前後をピークに汚濁が深刻となりました。生活排水は、下水道及び合併処理浄化槽での処理が有効と考えられています。下水道及び合併処理浄化槽で処理していない生活排水を河川等の公共用水域に放流すると環境に大きな負荷を与えるため、その早急な処理対策が必要となってきます。大阪府においては、生活排水の河川や海へ影響は冬期に特に大きくなることから、平成18年度より2月を「生活排水対策推進月間」と定め、生活排水対策の重要性のPRや各家庭における生活排水による負荷を抑える取り組みを呼びかけています

本市におきましては、生活排水対策として、平成16年7月に「大東市生活排水処理基本計画」が見直され、平成22年度中に生活排水処理率100%を達成することをめざしています。また、下水道整備計画区域外の生活排水処理につきましては、「浄化槽市町村整備推進事業」による生活排水処理対策を計画的に推進してまいります。

さらに、河川や海を汚す原因となる生活排水についての啓発につきましては、広報誌の活用や環境イベント・出前講座・タウンミーティングなどで努めてまいります。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

「大東市地域防災計画」は平成17年に大幅な修正を行ったところでございますが、現在その後の関連法改正及び「大阪府地域防災計画」の改正等に伴い必要となりました箇所の修正作業を進めているところでございます。今後も同様に適宜修正を行ってまいります。

食糧等の備蓄につきましては、本市が行った防災アセスメント調査による避難者15,200人を目標とした備蓄計画は平成17年度に達成し、現在大阪府の設定数である26,123人を目標とした備蓄を進めているところでございます。

防災訓練につきましては、毎年1回市民の協力を得て実施しており、本年も11月11日に深北緑地において900名以上の方の参加をいただき実施いたしました。また自助・共助の視点による自主防災組織による防火・防災訓練も毎年盛んに実施されております。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

本市といたしましては、各小・中学校施設について、校舎・体育館等は災害時の避難場所と指定しており、平成22・23年度を目途として現在耐震化を進めております。また、進めるにあたり交付金等が重要な財源であると考えております。

(3) 公共施設(特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設)へのAED(Automated External Defibrillator:自動体外式除細動器)の設置を拡充すること。

(回答)

平成18年度からAEDを設置しており、平成21年度までに全公共施設に設置予定です。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

現在、大東市農業研究クラブ連絡協議会が市内11ヶ所で総面積1.4haの貸し農園を開設し、市民に好評を博しています。今後も引き続き、本協議会が行う貸し農園事業がスムーズに運べる環境の場づくり等の支援を行ってまいります。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

交通渋滞や事故などの原因となります違法駐車につきましては、所轄警察や関係機関と連携して取り締まりの強化に努めてまいります。また、貨物車両用の各種施設のうち駐車場設置につきましては、「大東市開発指導要綱」の規定に基づいて指導をしているところです。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

本市が平成16年3月に策定しました「大東市交通バリアフリー基本構想」に基づき、住道・野崎・四条畷駅周辺の整備を計画的に実施しております。また、駅構内のバリアフリー化につきましても補助金を交付し、実施しております。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

自転車専用レーンの設置について、都市計画道路等の自転車等軽車両が通行可能である歩道におきましては、セミフラット化や拡幅化などの改良工事を推進してまいります。

また、家屋が連担し生活道路として使用されており自転車専用レーンが設置できない道路におきましては、自転車と歩行者・自動車との事故発生の可能性のある場所について、現状の道路幅員のなかで事故防止対策を講じるように図ってまいります。歩車分離式信号の導入につきましては、大阪府警察本部において幹線道路の交差点で危険性の高い場所に順に設置しており、本市においてもすでに数ヶ所導入してまいりました。今後についても関係機関と協議をし、拡充を図る

てまいります。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

パークアンドライドやレンタサイクルは、道路交通渋滞解消や環境問題の一助となると理解しておりますが、JR駅周辺の用地確保等の問題上、現段階では困難であると考えております。